

○河北郡市広域事務組合一般職の職員の給与に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第17号

(目的)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(条例の準用)

**第2条** 職員の給与の種類及び額並びにその支給方法は、津幡町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年津幡町条例第27号）の規定を準用する。

**附 則**

この条例は、平成16年3月1日から施行する。